委託業務特記仕様書(令和4年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」,「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は,次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお,入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP):「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」,「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において,「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と, 読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量,設計,試験及び調査の委託業務(建物調査,不動産鑑定,除草,現場施工管理等の委託業務は除く)は,別に定める「委託業務(土木)における成績評定の選択制の取扱い(試行)」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)における成績評定の選択制の取扱い(試行)

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/

(ウィークリースタンス)

- **第5条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)
- (2) マンデー・ノーピリオド (月曜日 (連休明け) を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト (金曜日 (連休前) に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- **第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【受注者希望型】)

- 第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

土砂災害危険箇所抽出業務 特記仕様事項

第1条 適用範囲

本仕様書は、徳島県が発注する「土砂災害危険箇所新規抽出調査業務」(以下、「本業務」という。)の仕様を規定するものである。本業務の履行に当たっては、本仕様書によるほか、徳島県委託業務関係共通仕様書(案)に基づき実施するものとする。

第2条 目的

これまで徳島県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づく基礎調査について土砂災害危険箇所を対象に実施してきた。基礎調査が完了した後においても、2巡目以降の調査とあわせて、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出に努める必要がある。

本業務では、精度の高い地形図等を使用して、新たな土砂災害危険箇所(土石流、急傾斜地の崩壊)を抽出することを目的とする。

第3条 対象地域

本業務の対象地域は、徳島庁舎管内全域²※とし、土砂災害危険度判定を除外している 範囲や、土石流や急傾斜地の崩壊が発生しても明らかに人家等の被害が想定されない範 囲を確認し、監督員と協議したうえで土砂災害危険箇所新規抽出範囲の絞り込みを行う。 ※藍住町、北島町、松茂町は除く

第4条 調査対象

1巡目の基礎調査の対象とならなかった土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する可能性がある箇所(地形要件を満たし、人家等の保全対象が立地している箇所)および既指定箇所を対象とする。

第5条 業務項目

- 1) 計画準備
- 2) 資料収集・整理
- 3) 地形条件による抽出
- 4) 社会条件による抽出
- 5) 改変箇所の抽出
- 6) 報告書作成
- 7) 打合せ協議

第6条 本業務に従事する技術者

管理技術者及び照査技術者は、本業務の履行にあたり技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋) の資格保有者であり、同時に土砂災害防止法に基づく基礎調査業務の担当実績を有するものとする。

第7条 業務内容

本業務で実施する内容は、以下のとおりとする。

1) 計画準備

業務目的を踏まえ、業務内容及び工程等の業務全般について業務計画書を作成する。

2) 資料収集・整理

新規筒所抽出に必要な下記の資料を収集・整理する。

データ名	収集先	収集の主目的		
基盤地図情報【基本項目】	国土地理院※1			
建築物の外周線		社会条件の確認		
道路縁		<i>''</i>		
行政区画の境界線及び代表点		行政区分の確認		
市町の町・字の境界線及び代表		<i>''</i>		

点

等

_ 寸		
基盤地図情報【数値標高モデル】	国土地理院*1	
5m及び10mメッシュ		地形の取得
小地域(丁目・字等別)	総務省 (e-Stat ^{*2})	丁目・字界の確認
電子地形図 25000	国土地理院	地形条件の確認
空中写真	国土地理院等の WEB	人家等建築物の有無、道
	サイト	路の敷設状況等の確認
砂防基盤図	徳島県	地形の確認
土砂災害危険箇所 GIS データ		既存資料の確認
土砂災害(特別)警戒区域 GIS デー		"
タ砂防三法 GIS データ		"
土砂災害危険度判定除外メッシュ		社会条件の確認
国土数值情報	国土交通省※3	
都市地域		社会条件の確認

DID 人口集中地区 避難施設		'' ''
データ名	収集先	収集の主目的
国土数值情報	国土交通省※3	
公共施設		社会条件の確認
医療機関		<i>''</i>
福祉施設		"
学校		<i>''</i>
緊急輸送路		"
等		
市町村の地域防災計画、ハザード	市町村	避難所•要配慮者利用施
マップ		設の位置確認
建物ポイントデータ CSV 相当品	購入※4	保全建物の確認

- ※1 基盤地図情報ダウンロードサービス
- ※2 e-Stat政府統計の総合窓口 統計で見る日本
- ※3 国土数値情報ダウンロードサービス
- ※4 株式会社ゼンリンの建物ポイントデータ相当品を購入

以下の項目等を確認し、監督員と協議したうえで土砂災害危険箇所新規抽出範囲の 絞り込みを行う。

- ① 土砂災害危険度判定を除外しているメッシュの確認。
- ② 建物、道路等を確認し、土石流または急傾斜地の崩壊が発生しても、明らかに人家等の被害が想定されない範囲の確認。

なお、人家等とは居室を有する建物かつ建物ポイントデータ等で存在が確認できる もの。

3.1) 土砂災害危険箇所(土石流)の抽出

- ① 抽出条件
- i)既に調査を実施している渓流は対象外
- ii) 砂防基本計画策定指針 (土石流・流木対策編) を参考に次のいずれかの条件を 満たす渓流を対象
 - ・土砂災害の危害をもたらされると予想される土地
 - ・土石流の発生の恐れのある流域
 - ・災害履歴が確認できた渓流
- iii)上記ii)で対象とした渓流に対し、被害想定範囲の想定及び保全対象調査を行

い、次の該当する渓流を抽出する。なお、この検討を行うにあたり、図上で詳細な被害想定範囲の設定を行う必要は無い。周辺で既に基礎調査を実施している土砂災害警戒区域の範囲や地形から、概ねの被害想定範囲を設定し、人家等が存在すると疑われる場合は抽出

- iv) 既に調査している以下の危険箇所についても、条件を満たす場合には対象とする。
 - · 土石流危険渓流 I
 - 土石流危険渓流Ⅱ
 - ② 抽出時の留意事項

抽出時の留意点を以下に示すが、疑問点等が発生した場合は、監督員と協議すること。

i)被害想定範囲をどのように設定するかにより、新たな土砂災害危険箇所となる かが決まるため、周辺で既に基礎調査を実施している土砂災害警戒区域を参考に するほか、内部照査においても必ず照査するものとする。

3.2) 土砂災害危険箇所(急傾斜地の崩壊)の抽出

- ① 抽出条件
- i) 既に調査を実施している斜面は対象外
- ii) 土砂災害防止法に関わる砂防基本計画策定指針 (土石流・流木対策編) を参考 に次の条件を満たす斜面を対象
 - ・傾斜度30°以上かつ高さ5m以上
- iii)上記 ii)で対象とした斜面に対し、被害想定範囲の想定及び保全対象調査を行い、次の該当する急傾斜地を抽出する。なお、この検討を行うにあたり、図上で詳細な被害想定範囲の設定を行う必要は無い。地形から概ねの被害想定範囲を設定し、人家等が存在すると疑われる場合は抽出
- iv) 既に調査している以下の危険箇所についても、条件を満たす場合には対象とする。
 - · 急傾斜地崩壊危険箇所 I
 - 急傾斜地崩壊危険箇所 Ⅱ
 - ② 抽出時の留意事項

抽出時の留意点を以下に示すが、疑問点等が発生した場合は、監督員と協議すること。

i) 被害想定範囲をどのように設定するかにより、新たな土砂災害危険箇所となる かが決まるため、内部照査においても必ず照査するものとする。

4) 社会条件による抽出

前条により抽出した箇所において、基盤地図情報や空中写真、インターネット地

情報サービス等の広域に建物等の状況が把握できる資料を活用して、保全人家等の 有無や周囲の地形状況との位置等を机上で確認し、新規箇所を抽出する。新規箇所 の抽出は、既指定箇所と重複しないか留意する。

なお、新規箇所については諸条件等を明記した一覧表にまとめることとし、とり まとめる内容については、協議により決定する。

5) 改変箇所の抽出

発注者より貸与される二時期のオルソ画像や地形モデル等を用いて、二時期で地形 改変があり、土砂災害警戒区域等を変更する必要がある箇所を抽出する。

抽出の対象となる範囲は、指定済み区域の50mバッファを発生させた範囲とする。

また、抽出された改変箇所は新規箇所とともに諸条件等を明記した一覧表に取りまとめる。

6) 抽出結果の取りまとめ

新たに土砂災害危険箇所(土石流)として抽出された渓流について、抽出結果を 以下のとおり取りまとめる。

i)抽出結果の一覧表作成

箇所番号、所在地、渓流名、図面番号、流域面積、ランク区分、人家戸数、要配慮者利用施設(学校、医療機関、福祉施設)、避難施設、緊急輸送路、市街化区域、既指定土砂災害警戒区域(指定予定含む)との重複状況などを記載した一覧表を作成する。

- ii)抽出した渓流の箇所等記載した全体図及び位置図の作成
 - ア)全体図は、各事務所毎の管内全域が判る図面に抽出した渓流の箇所番号、被害想定範囲を記載したもの。
 - イ)位置図は、各事務所の管内をA1サイズかつ縮尺1:5,000程度の図郭に分割した図面に箇所番号、渓流名、流域界、流下方向、被害想定範囲、保全人家要配慮者利用施設(学校、医療機関、福祉施設)、避難施設、緊急輸送路、市街化区域、既指定土砂災害警戒区域(指定予定含む)などを記載したもの。

なお、縮尺はA 1 → A 3 サイズに縮小印刷した際に地形、人家、道路等が判るものを想定しており、判りにくい場合は監督員と協議し、決定すること。

7) 報告書作成

調査結果等を整理し、報告書としてとりまとめる。

第8条 打合せ

打合せ協議は、業務着手時、中間時(2回)、業務完了時の計4回実施するものとする。なお、打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第9条 貸与資料

第7条 2) 資料収集・整理の収集先が徳島県となっている資料のほか、業務履行上必要な発注者が所有する資料を貸与する。

第10条 購入資料

徳島県全域の住宅や商業ビル・オフィスビルなど、建物の情報(住所、建物名称等) を収録したポイントデータを購入し、その権利は発注者に帰属する。

第11条 成果品

本業務の成果品は、納品要領に従って納入するものとし、GISデータのファイル形式はシェープファイルで納入する。

電子データは、ブルーレイディスク(以下、「BD」という。)等の記録メディア(繰り返し書き換えが可能なもの)で納入する。

提出する納入成果品は、以下のとおりとする。

- 1) 報告書_1 部
- 2) 抽出箇所の一覧表及び位置図等
 - ・事務所毎の一覧表、全体図・位置図・図郭割付図_3部 ※位置図はA3サイズに縮小印刷すること。
- 3) デジタルデータ (BD 等) _2 部
- 4) 建物ポイントデータ(相当品)_1式
- 5) 基盤地図情報の【基本項目】や【数値標高モデル】などから作成された地形図(GISデータ)_1式(受注後、速やかに作成し、出来次第納入すること)
- 6) その他の資料(監督員が指示するもの)

第12条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。